

# 報道資料

平成23年11月 2日

総務部税務課課税係 城垣, 小林  
☎ 0742-27-8853  
内線 2241

## 台風12号により多大な被害を受けた地域（一部を除く） における県税の申告、納付等の期限は、11月30日です。

平成23年台風12号により多大な被害を受けた地域については、県税に係る申告、納付等の期限を当面一律に延長し、その期限については当該被災地の状況を踏まえて、別途指定することとしていました。

今回、一部の地域を除き、延長期限を11月30日とする告示（平成23年11月1日付け奈良県告示第348号）を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 今般の措置の概要

五條市（大塔町を除く）、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村（大字北股を除く）、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村の各地域については、県税の申告、納付等の延長期限を11月30日とする告示を行いました。

これにより、同地域の皆様におかれましては、平成23年9月2日から同年11月29日までに期限が到来する県税について、11月30日までに、申告、納付等をお願いします。

なお、11月30日を超えても申告等ができない事情がある場合や、指定地域外で災害により被害を受け期限までに申告等ができない場合は、個別に申請していただくことによって、申告等の期限が延長できますので、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

	対象の地域	県税の申告、納付等の期限
告示で期限を指定	五條市（大塔町を除く）、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村（大字北股を除く）、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	平成23年9月2日から同年11月29日までに期限が到来する県税については、11月30日までに、申告、納付等をお願いします。
変更なし	五條市大塔町、野迫川村大字北股、十津川村	別途、県税の申告、納付等の期限を指定します。

## 2. 期限延長の対象

平成23年9月2日以降に到来する地方税法又は県税条例に定める申告, 申請, 請求, 届出その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入

## 3. 告示日

平成23年11月1日(火)

## 4. 適用対象者

- ・ 指定地域内に住所を有する個人
- ・ 指定地域内に主たる事務所, 事業所が所在する法人等

## 5. 問い合わせ先

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
奈良県税事務所	0742(25)0771 (代)	〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良総合庁舎内	奈良市, 大和郡山市, 天理市, 生駒市, 山辺郡, 生駒郡
自動車税第一課	0742(26)1177		奈良県全域(自動車税関係)
自動車税第二課	0743(57)0300	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8	
高田県税事務所	0745(22)1701 (代)	〒635-8525 大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	大和高田市, 橿原市, 五條市, 御所市, 香芝市, 葛城市, 高市 郡, 北葛城郡
桜井県税事務所	0744(43)3131 (代)	〒633-0062 桜井市粟殿1000 桜井総合庁舎内	桜井市, 宇陀市, 磯城郡, 宇陀 郡
吉野県税事務所	0746(32)2687	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	吉野郡
総務部税務課	0742(22)1101 (代)	〒630-8501 奈良市登大路町30	